

令和7年度障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項に基づき、幕別町における障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表します。

1 数値目標に対する達成状況

目 標 町長部局は、障がい者の法定雇用率及び法定雇用者数を維持します。

教育委員会部局は、障害者の法定雇用率及び法定雇用者数を維持します。

達成状況 町長部局の令和7年度法定雇用率（2.8%）及び法定雇用者数（9人）に対し、数値は次のとおりとなっており、実雇用率及び実雇用者数ともに目標を達成している状況です。

※ 実雇用率：2.87%、実雇用者数：10人（令和7年6月1日現在）

教育委員会部局の令和7年度法定雇用率（2.7%）及び法定雇用者数（3人）に対し、数値は次のとおりとなっており、実雇用率及び実雇用者数ともに目標を達している状況です。

※ 実雇用率：3.36%、実雇用者数：4人（令和7年6月1日現在）

2 障がい者の活躍推進に向けた取組の実施状況

(1) 推進体制の整備

障がい者の雇用の促進、また計画の適正な実施のため、「障害者雇用推進者」を引き続き選任しています。

部局	障害者雇用推進者
町長	企画総務部総務課長
教育委員会	教育部学校教育課長

(2) 職務の選定

障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や希望を把握し、その職員の持つ能力を十分に発揮できる業務を選定します。

採用後は、定期的な所属長との面談等を通じて、適切な配置ができるよう努めます。

(3) 職場環境の整備

必要に応じて、職員の要望を踏まえ施設整備を検討するほか、働きやすい職場環境の整備のため所属長による面談等を通じた合理的配慮の提供を行います。